

香川県議会議員及び香川県知事の選挙における電磁的記録式投票機による投票に関する規程をここに公布する。

令和8年8月12日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

香川県選挙管理委員会規則第2号

香川県議会議員及び香川県知事の選挙における電磁的記録式投票機による投票に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県議会議員及び香川県知事の選挙における電磁的記録式投票機による投票に関する条例（令和8年香川県条例第27号。以下「条例」という。）に基づいて行う香川県議会議員及び香川県知事の選挙の投票に関し、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号。以下「法」という。）、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令（平成14年政令第19号。以下「令」という。）及び条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(電磁的記録式投票機における表示)

第2条 条例第4条第1項本文の規定による表示は、第1号様式に準じて行うものとする。

(電磁的記録式投票機の指定に係る協議等)

第3条 市町の選挙管理委員会（以下「市町委員会」という。）は、法第6条第1項の規定により、条例第3条の規定による投票に用いる電磁的記録式投票機の指定について香川県選挙管理委員会に協議するときは、第2号様式に準じて行うものとする。

2 市町委員会は、法第6条第2項の規定により、条例第3条の規定による投票に用いる電磁的記録式投票機の型式、構造、機能及び操作の方法を告示するときは、第3号様式に準じて行うものとする。

(投票の特例)

第4条 条例第3条の規定による投票については、公職選挙事務取扱規程（平成12年香川県選挙管理委員会規則第1号）第12条の2の規定にかかわらず、投票管理者が交替するときは、第4号様式に準じた引継書を作成し、その事務を引き継ぐものとする。

2 条例第3条の規定による投票については、公職選挙事務取扱規程第15条の規定にかかわらず、投票立会人が交替するときは、第5号様式に準じた引継書を作成し、その事務を引き継ぐものとする。

(開票の特例)

第5条 開票管理者は、条例第3条の規定による投票について、法第9条第5項の規定により得票数の計算及び投票の点検の結果を選挙長に報告するときは、第6号様式に準じて行うものとする。

(投票の電磁的記録媒体に記録された投票の他の電磁的記録媒体への複写)

第6条 投票管理者は、条例第3条の規定による投票について、法第10条第1項の規定により投票の電磁的記録媒体に記録された投票を他の電磁的記録媒体に複写するときは、電磁的記録式投票機の操作により候補者のいずれを選択したかが投票の電磁的記録媒体に記録されるごとに、他の一の電磁的記録媒体に当該記録された投票を複写するものとする。

(候補者が死亡した場合等における電磁的記録式投票機の取扱い等に係る通知等)

第7条 香川県選挙管理委員会は、条例第3条の規定による投票について、令第7条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、死亡し、届出を却下され、又は候補者たることを辞したものとみなされた者に関する表示を消除せずに電磁的記録式投票機をそのまま使用させるときは、直ちにその旨を市町委員会に通知するものとする。

2 市町委員会は、前項の通知を受けたときは、直ちにその旨を投票管理者及び開票管理者に通知するものとする。

3 市町委員会は、第1項に規定する場合において、令第7条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、死亡し、届出を却下され、又は候補者たることを辞したものとみなされた者がある旨を掲示するときは、第7号様式に準じて行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

何選挙	
候補者の党派別	候補者の党派別
候補者の氏名	候補者の氏名
候補者の党派別	候補者の党派別
候補者の氏名	候補者の氏名
候補者の党派別	候補者の党派別
候補者の氏名	候補者の氏名

- 注1 候補者の党派別は、立候補届出書に記載された政党その他の政治団体の名称が字数20を超える場合は、公職選挙法施行令第89条第4項の規定による略称を表示すること。
- 2 候補者の氏名は、①その者について当該選挙の選挙長の認定した通称がある場合は、その通称を表示し、②振り仮名（仮名書きの部分を除く。）を必ず付すること。
- 3 候補者の氏名及び党派別は、条例第4条第2項の規定による順序に従い、上段の左欄、上段の右欄、中段の左欄、中段の右欄、下段の左欄、下段の右欄の順に表示すること。

年 月 日

香川県選挙管理委員会委員長 殿

市（町）選挙管理委員会委員長 氏 名

何選挙の投票に用いる電磁的記録式投票機の指定について（協議）

何選挙の投票に用いる電磁的記録式投票機を次のとおり指定したいので、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法の特例に関する法律第6条第1項の規定により協議します。

記

1 型式

2 構造

3 機能

4 操作の方法

第3号様式（第3条関係）

市（町）選挙管理委員会告示第 号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号）第6条第1項の規定により、何選挙の投票に用いる電磁的記録式投票機を次のとおり指定した。

年 月 日

市（町）選挙管理委員会委員長 氏 名

- 1 型式
- 2 構造
- 3 機能
- 4 操作の方法

第4号様式（第4条関係）

引 継 書

私が投票を管理することとされた 月 日 時 分から 時 分までの間
における投票状況等は、以下のとおりです。

1 投票管理者が選任した投票立会人

党 派	氏 名	参 会 時 刻

2 投票所を開いた時刻 午前 時

3 投票の状況

1	投票用紙を再交付した者	(氏 名) (再交付の事由)		
2	決定書又は判決書により投票をした者	(氏 名)		
3	不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を返還して投票をした者	(氏 名)		
4	点字により投票をした者	人		
5	電磁的記録式投票機を用いた代理投票	選 挙 人	補 助 者	
		(氏 名)	(氏 名)	(氏 名)
		代理投票者数 人		
6	電磁的記録式投票機の操作についての補助を行わせた者	選 挙 人	補 助 者	
		(氏 名)	(氏 名)	(氏 名)
		補助を行わせた者の数 人		
7	電磁的記録式投票機を用いた代理投票以外の代理投票	選 挙 人	補 助 者	
		(氏 名)	(氏 名)	(氏 名)
		代理投票者数 人		
8	投票管理者の受けた公職選挙法第49条の投票	送致を受けた投票 票		
9	投票拒否の決定をした者	選挙人の氏名	拒否の理由	仮投票の有無
		法第50条の投票の拒否		
		法第48条の代理投票の拒否		

4 特記事項（投票状況等に関して特に引き継ぐべき事項がある場合に記載）

[]

上記の記載が真正であることを確認して、署名します。

投票管理者 氏 名

注 この引継書は、投票所投票録（共通投票所投票録、期日前投票所投票録）に添付して
開票管理者（選挙長）（選挙管理委員会）に送致すること。

第5号様式（第4条関係）

引 継 書

私が投票に立ち会うこととされた 月 日 時 分から 時 分までの間
において、

〔 異常はありませんでした。 〕
〔 次の異常がありました。 〕

〔 異常があった場合は、その内容及び処理状況を記載すること。 〕

なお、上記時間内における投票の状況は、次のとおりです。

		氏 名	人数
1	投票用紙を再交付した者		
2	決定書又は判決書により投票をした者		
3	不在者投票の投票用紙及び投票用封筒 を返還して投票をした者		
4	点字により投票をした者		
5	電磁的記録式投票機を用いた代理投票		
6	電磁的記録式投票機の操作についての 補助を行わせた者		
7	電磁的記録式投票機を用いた代理投票 以外の代理投票		
8	投票拒否 の決定を した者	法第50条の投票の拒否	
		法第48条の代理投票の拒否	
9	仮投票をした者		

上記の記載が真正であることを確認して、署名します。

投票立会人 氏 名

注 この引継書は、投票所投票録（共通投票所投票録、期日前投票所投票録）に添付して
開票管理者（選挙長）（選挙管理委員会）に送致すること。

年 月 日

何選挙何選挙区何選挙長 殿

何市（町）開票区開票管理者 氏 名

投票点検等結果報告書

年 月 日執行の何選挙の投票点検等が終了したので、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第9条第5項の規定により、次の書類を添えて報告します。

記

- 1 投票計算書（その1及びその2）
- 2 開票録の写

注 開票管理者は署名又は押印をすること。

付表

投票計算書（その１）

区分 性別		うち		投票率	投票総数	うち		無効投票率	電磁的記録式投票機 の操作を途中で終了 した者の数	市 町 開票区 仮投票にして受理と 決定したもの
		投票者数	棄権者数			有効投票数	無効投票数			
男	人	人	人	%	票	票	票	%	人	票
女										
計										

備考 投票者数と、投票総数に電磁的記録式投票機の操作を途中で終了した者の数を加算した数とが一致しない理由

注 投票率及び無効投票率は、小数点第３位を四捨五入して第２位まで算出すること。

投票計算書（その２）

市 町 開票区

候 補 者 氏 名	得 票 数

第7号様式（第7条関係）

注 意

何選挙における候補者は、年 月 日死亡した（公職選挙法86条の4第9項の規定により立候補の届出を却下された、公職選挙法第91条第2項（第103条第4項）の規定により候補者たることを辞したものとみなされた）ので、
に対する投票は無効になります。

年 月 日

市（町）選挙管理委員会